

◎新潟県告示第365号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、新潟県資源管理方針（令和2年新潟県告示第1244号）を次のように改正し、同条第10項において準用する同条第6項の規定に基づき公表する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県資源管理方針の一部を改正する告示

新潟県資源管理方針の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
<p>第1～第7 (略)</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針</p> <p>特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙1-1 くろまぐろ（小型魚）」から「<u>別紙1-6 すけとうだら日本海北部系群</u>」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>(別紙1-1)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業</p> <p>1 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>(1) 水域</p> <p>中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。<u>以下「許可省令」という。</u>）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。）</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（<u>漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。</u>）</p> <p>陸揚げした日から3日以内</p> <p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</p> <p>漁獲可能量の知事管理区分への配分は、<u>当初配分（くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領（令和2年12月25日付け2水管第1905号水産庁資源管理部長通知）第2の1に定める配分をいう。以下同じ。）</u>にあつては、本県に配分された漁獲可能量のうち、9割5分を</p>	<p>第1～第7 (略)</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針</p> <p>特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙1-1 くろまぐろ（小型魚）」から「<u>別紙1-4 まいわし対馬暖流系群</u>」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>(別紙1-1)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業</p> <p>1 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>(1) 水域</p> <p>中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。<u>以下同じ。</u>）</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで</p> <p>陸揚げした日から3日以内</p> <p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</p> <p>漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、9割5分を<u>新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業に按分し、残りの5分を本県の留保枠とする。</u></p>

当該知事管理区分に配分し、残りの5分を本県の留保枠とする。当該管理年度中に漁獲可能性が変更される場合は、当該知事管理区分に配分された漁獲可能性を当該変更と同様に変更する。

第4 その他資源管理に関する重要事項

1 緊急報告体制

定置漁業(法第60条第3項に掲げる漁業をいう。以下同じ。)の経営体及び漁業協同組合は、1日当たり以下の報告基準に該当する採捕があった場合は、速やかに県に採捕の数量を報告するものとする。

ただし、法第31条の規定に基づく公表がなされた後は、報告基準に該当しない採捕であっても、速やかに県に採捕の数量を報告するものとする。

報告者	漁業種類	報告基準
定置漁業の経営体	定置漁業	1か統当たり500キログラムを超える量の採捕
漁業協同組合	小型定置(法第60条第5項第2号に掲げる漁業及び新潟県漁業調整規則(令和2年新潟県規則第59号。以下「調整規則」という。)第4条第13号における漁業をいう。以下同じ。)	1か統当たり200キログラムを超える量の採捕
	その他	1隻当たり100キログラムを超える量の採捕

県は、1日1トンを超える採捕の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告するものとする。

2 (略)

(別紙1-2)

第1 (略)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

新潟県くろまぐろ(大型魚)漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

中西部太平洋条約海域(許可省令第1条第1

第4 その他資源管理に関する重要事項

1 緊急報告体制

定置漁業の経営体及び漁業協同組合は、1日当たり以下の報告基準に該当する採捕があった場合は、速やかに県に採捕の数量を報告するものとする。

ただし、法第31条の規定に基づく公表がなされた後は、報告基準に該当しない採捕であっても、速やかに県に採捕の数量を報告するものとする。

報告者	漁業種類	報告基準
大型定置の経営体	大型定置	1ヶ統当たり500キログラムを超える量の採捕
漁業協同組合	小型定置	1ヶ統当たり200キログラムを超える量の採捕
	その他	1隻当たり100キログラムを超える量の採捕

県は、1日1トンを超える採捕の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告するものとする。

2 (略)

(別紙1-2)

第1 (略)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

新潟県くろまぐろ(大型魚)漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

中西部太平洋条約海域

項第1号に掲げる海域をいう。)

(2)～(3) (略)

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、当初配分にあっては、本県に配分された漁獲可能量のうち、9割5分を当該知事管理区分に配分し、残りの5分を本県の留保枠とする。当該管理年度中に漁獲可能量に変更される場合は、当該知事管理区分に配分された漁獲可能量を当該変更と同様に変更する。

第4 その他資源管理に関する重要事項

1 緊急報告体制

定置漁業の経営体及び漁業協同組合は、1日当たり以下の報告基準に該当する採捕があった場合は、速やかに県に採捕の数量を報告するものとする。

ただし、法第31条の規定に基づく公表がなされた後は、報告基準に該当しない採捕であっても、速やかに県に採捕の数量を報告するものとする。

報告者	漁業種類	報告基準
定置漁業の経営体	定置漁業	1か統当たり500キログラムを超える量の採捕
漁業協同組合	小型定置	1か統当たり200キログラムを超える量の採捕
	その他	1隻当たり100キログラムを超える量の採捕

県は、1日1トンを超える採捕の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告するものとする。

2 (略)

(別紙1-3)

第1・第2 (略)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量によ

(2)～(3) (略)

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、9割5分を新潟県くろまぐろ(大型魚)漁業に按分し、残りの5分を本県の留保枠とする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

1 緊急報告体制

定置漁業の経営体及び漁業協同組合は、1日当たり以下の報告基準に該当する採捕があった場合は、速やかに県に採捕の数量を報告するものとする。

ただし、法第31条の規定に基づく公表がなされた後は、報告基準に該当しない採捕であっても、速やかに県に採捕の数量を報告するものとする。

報告者	漁業種類	報告基準
大型定置の経営体	大型定置	1ヶ統当たり500キログラムを超える量の採捕
漁業協同組合	小型定置	1ヶ統当たり200キログラムを超える量の採捕
	その他	1隻当たり100キログラムを超える量の採捕

県は、1日1トンを超える採捕の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告するものとする。

2 (略)

(別紙1-3)

第1・第2 (略)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を新潟県まあじ漁業に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事務

る管理以外の手法として漁獲努力量による管理を行うこととし、当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、それぞれ次の表に掲げるとおりである。

主たる漁業種類	免許数
定置漁業	10

第5 (略)

(別紙1-4)

第1・第2 (略)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を当該知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として漁獲努力量による管理を行うこととし、当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、それぞれ次の表に掲げるとおりである。

主たる漁業種類	免許数又は許可数
定置漁業	10
流し網漁業（調整規則第4条第4号における漁業をいう。）	103

第5 (略)

所の所在地がある者がまあじをとる漁業の主たる漁業種類及び免許数は、それぞれ次の表に掲げるとおりである。

主たる漁業種類	免許数
定置漁業（法第60条第3項に掲げる漁業をいう。以下同じ。）	10

第5 (略)

(別紙1-4)

第1・第2 (略)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を新潟県まいわし漁業に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がまいわしをとる漁業の主たる漁業種類及び免許数又は許可数は、それぞれ次の表に掲げるとおりである。

主たる漁業種類	免許数又は許可数
定置漁業	10
流し網漁業（新潟県漁業調整規則（令和2年新潟県規則第59号）第4条第4号における漁業をいう。）	103

第5 (略)

「別紙1-4 まいわし対馬暖流系群」の次に、「別紙1-5 するめいか」から「別紙1-6 すけとうだら日本海北部系群」までを加える。

(別紙1-5)

第1 特定水産資源

するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

新潟県するめいか漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、するめいかをとる水域

(2) 対象とする漁業

新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかをとる漁業

(3) 漁獲可能期間

周年

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として漁獲努力量による管理を行うこととし、当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、それぞれ次の表に掲げるとおりである。

主たる漁業種類	免許数又は許可数
定置漁業	10
小型機船底びき網漁業（許可省令第70条第2号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）	138
刺し網漁業（調整規則第4条第5号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）	406
小型いか釣り漁業（調整規則第4条第7号に掲げる漁業をいう。）	247

第5 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

（別紙1-6）

第1 特定水産資源

すけとうだら日本海北部系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

新潟県すけとうだら漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、すけとうだらをとる水域

(2) 対象とする漁業

新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がすけとうだらをとる漁業

(3) 漁獲可能期間

周年

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として漁獲努力量による管理を行うこととし、当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、それぞれ次の表に掲げるとおりである。

主たる漁業種類	許可数
小型機船底びき網漁業	138
刺し網漁業	406
はえ縄漁業（調整規則第4条第6号に掲げる漁業をいう。）	21

第5 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。